

卷末資料 第4章第1節の規程等調査における11件の規程等の比較一覧

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
1趣旨 3(1) 別紙の 2	目的	社会的自立(自立の促進)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
		学校復帰	○		○	○	○	○	○			○	○	6
		自己肯定感を高める	○		○									2
		不登校児童生徒に対する支援の充実	○		○									2
		進路選択を支援する	○				○							2
		学力保障(学習保障)				○		○						2
		校長が総合的に判断するための目安		○										1
		校長の的確な把握及び適切な支援のため		○										1
		児童生徒の最善の利益を最優先に支援		○										1
		自らの進路を主体的に捉える		○										1
		学習意欲の向上			○									1
		自学自習力を高める								○				1
2出席 扱い等 の要件	対象	義務教育段階における不登校児童生徒	○											1
		深刻な不登校状態										○	○	1
		ひきこもり状態、ひきこもりがち、ひきこもり傾向	○	○		○	○							4
		30日間連続で登校できない					○							1
		ひきこもり等の状態				○	○							2
		相当の期間学校を欠席	○		○									2
		不登校状態	○		○	○								3
		地方公共団体の学校に在籍する者	○		○	○								3
		市内に住所をを有する										○	○	1
		学校又は適応指導教室に通学し、又は通所しにくく										○	○	1
		安定して教室に入ることができない				○								1
		普通教育に相当する教育を十分に受けていないと校長が認めるもの				○								1
		病気療養児	○											1
		昨年度より病気及び不登校(30日以上)により引き続き登校することができない児童生徒(小学6年生・中学3年生対象)								○				1
		新型コロナウィルスの感染の恐れを理由に登校に不安をもつ者								○				1
出席 判断 者	出席 判断	児童生徒の自立(社会的自立)を助けるうえで(促進に向けて)有効・適切	○	○		○	○	○	○	○	○			7
		学校復帰を前提(学校への復帰に向けての取組)(旧:文科省定義)		○		○	○	○	○					5
		自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動(個別指導等の適切な支援)であること	○				○			○				3
		児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず	○							○				2
		ICT等(IT等)を活用した学習内容について、把握が適切に行われていること(可能であること)			○						○			2
		関係教職員、スクールカウンセラー等から(学習活動や対面指導の状況等)意見を聴取する				○	○							2
		児童生徒の状況や保護者の希望を勘案									○			1
		校長の判断	○	○		○	○	○	○	○		○		8
		出席扱いとした場合は教育委員会に報告	○		○									2
		校長は教育委員会と相談し判断する			○					○				2

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
別紙の2		一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が違うため、文部科学省から一律の基準を示すことはしていません	○											1
別紙参考事例【1】(4)	出席判断の基準	学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくことは必要であると考えます	○											1
別紙参考事例【2】(4)		既に基準を作成している場合でも、それが古い物であれば、今の時代にあったものになるよう見直すことも検討すべきです	○											1
		学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で出席扱い	○											1
2(1)	家庭との関係	保護者(家庭)と学校との間に(十分な)(連携・)協力関係が保たれていること	○	○	○	○	○	○	○	○				6
		児童生徒と児童生徒の保護者と在籍校との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること			○									1
		学校外の施設での相談・指導をうけることができるよう、当該児童生徒や保護者に対して、情報提供が行われるもの			○									1
		学校や学校外の施設での相談・指導を受けることができるように、段階的に家庭と調整していくことが重要			○									1
		学校復帰及び社会的自立を目指すためのものであることを相互に理解していること				○								1
		児童生徒が学習を適切に進め、学校が家庭での学習活動を十分に把握できる協力関係ができるること					○							1
2(2)	別紙の1	ICT等を活用した学習活動とは、ICT(コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど)や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること(IT(インターネットや電子メール、テレビを使った通信システム)や郵送、FAX(ファクシミリ)など)	○	○	○	○	○	○	○	○	○			7
		民間業者が提供するICT(IT)教材を活用した学習	○	○										2
		パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習	○											1
		教育支援センター作成のICT教材を活用した学習	○											1
		(学校の)プリントを活用した学習	○	○		○								3
		通信教育を活用した学習	○	○										2
		ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習(同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信)	○											1
		教材での学習					○							1
		学習コンテンツの活用、オンラインによる授業配信、オンラインによる面談、ヒアリングなどの連絡手段等							○					1
		可能な限り在籍校における教材等を活用し、児童生徒とのやりとりにより行われるもの			○	○								2
		校長において他の方法が望ましいと判断する場合においては、この限りではない			○	○								2

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
2(3) 別紙参考事例 【2】(2)	対面指導	(家庭への)訪問等による対面指導が適切に行われていること	○	○		○ ○ ○ ○ ○				○				7
		定期的かつ継続的(計画的)に行うもの	○		○ ○ ○ ○ ○				○		○			7
		週1回(必要に応じてそれ以上)家庭訪問をしている	○											1
		電話連絡や家庭訪問を行い、学習状況等の聞き取りや取組へのアドバイス等を行っている	○											1
		概ね1か月に1回以上			○									1
		学習指導(学習支援)	○		○ ○ ○ ○ ○				○	○	○	○	○	7
		生活指導(生活支援)			○ ○						○		○	3
		教育相談(相談活動)			○ ○	○								2
		自立支援活動等	○		○ ○	○	○	○						5
		心理面でのケア等を含む				○								1
2(3) 別紙参考事例 【2】(3)		家庭支援、その他									○		○	1
		概ね週2回、合計1時間以上の対面指導ができ、決定された学習活動の内容及び時間を過ごすことができた日数(再掲)					○							1
		児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラム	○	○	○ ○ ○ ○ ○	○	○							8
		在籍校の年間指導計画に準拠した形	○											1
		月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画	○	○										2
		民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用してもかまいません	○											1
		児童生徒の実態に応じ、段階的に学習を進めるなど、学校復帰や進路選択に資するような学習プログラムであること					○							1
		学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別添3)を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうかを判断すること(文科省のガイドライン)	○			○								2
		学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン」(地方公共団体のガイドライン)を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうかを判断すること						○						1
		学習活動を民間事業者が提供する場合には、教育機会確保法その他の法令を踏まえ、教育委員会が民間事業者を適切と認めていること			○									1

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
2(5)	校長 ・連絡会	校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、その状況を十分に把握すること	○	○			○	○						4
		例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなど	○					○						2
		校長は出席扱いを行うにあたり、関係教職員、スクールカウンセラー等から意見を聴取する			○									1
		校長は、対面指導する者や保護者から適宜報告をうけること				○								1
		関係者からの報告を受けることなどにより、児童生徒の学習活動や対面指導の状況等について、十分把握しなければならない			○	○								2
		校長は、出席扱いを行う場合、定期的かつ継続的に、教職員や保護者、対面指導者、児童生徒が通所又は入所している施設の職員等の関係者と連絡会を開催する			○	○								2
	対面 指導 者の 校長 への 報告	対面指導における対象児童生徒の学習活動の状況等を校長に報告しなければならない			○									1
		対面指導者は、対面指導を行う際に、児童生徒の学習活動の状況等を調査し、校長に報告しなければならない				○								1
		対面指導する者は、電子メールなどの交流のように記録の残る学習については、内容や回数などを記録し、また、インターネットなどを活用した学習では、学習記録が残るように工夫し、校長に報告すること					○							1
2(6)	基本的 に学校 外の 施設 に相 談・ 指導 がで きな い	基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合	○					○						2
		学校外の公的施設や民間施設での相談・指導を受けることが困難であること	○	○	○	○	○							4
		学校外の公的機関や民間施設で相談・指導を受けられない場合					○							1
		一時的に通い始めるなど、社会的自立への過渡期の状態には柔軟に取り扱うこと					○							1

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
2(7) 別紙の 6 別紙参 考事例 【1】(4)	評価	学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして(て)適切と判断される場合であること	○				○ ○	○						4
		出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありませんが、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、例えば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載が望まれます	○											1
		民間業者の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられます	○											1
		教育支援センターからの報告書等に基づいて	○											1
		学校と民間の学習教材とでは評価基準が異なるため、別途学校の課題プリントを送付し、その取組内容を確認して所見の評価としている	○											1
		(校長は、出席扱いを行つか否かに関わらず、)把握した児童生徒の状況を評価に反映するよう努めなければならない				○ ○								2
3(1) 別紙の 8	留意 事項	不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること	○											1
		慎重に検討し、不登校状態の悪化につながらないよう十分配慮(旧:文科省定義)				○ ○								2
		家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるよう段階的に調整していくことも大切だと考えます	○											1
		学校に登校しないことを認める趣旨ではない			○									1
3(2)	事前 指導	個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止等(など)	○		○ ○				○					4
		ICTを活用する場合には、その活用状況についての把握を行うこと	○						○					2
		ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力に求めること(応じること)	○						○					2
3(3) 別紙の 4 別紙参 考事例 【1】(2)	対面 指導 者 の 要件	教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること	○											1
		(在籍校の)教職員(担当者)	○		○ ○ ○									4
		在籍校の教員		○										1
		さわやか相談員(学校での相談員)		○										1
		スクールカウンセラー	○	○ ○ ○ ○										4
		スクールソーシャルワーカー	○	○										2
		教育支援センター(適応指導教室)・教育相談室の相談員(担当者)	○	○ ○ ○	○									4
		教育委員会が指定する者			○ ○									2
		教育委員会による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフ	○											1
		コーディネーター、訪問教育相談員、カウンセラーで2人以上										○	1	

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
3(4)	出席扱いとするに数の換算基準	出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられる	○											1
		児童生徒の様態に応じて、校長が適切に定める概ね週2回、合計1時間以上の対面指導ができ、決定された学習活動の内容及び時間を過ごすことができた日数(対面指導:再掲)		○		○								2
		指導の回数及び学習活動の時間は、校種、欠席期間の長短、不登校の要因など、児童生徒の実態から対面指導する者が校長の判断のもと決定すること					○							1
		支援を行う回数は、1回当たりおおむね3時間以内で、1人当たり週1回を原則とする										○		1
		以下の活動を行った日を出席日数として計上する各教科等における学習活動、ソーシャルスキルトレーニング及び社会的自立を促す活動(対人関係を営むための活動(ロールプレイなど)、社会体験活動、自然体験活動、創作活動)、教育相談及びカウンセリング									○			1
3(5)	指導要録への記載	(必ずしも)すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではない	○				○		○					3
		児童生徒の学習状況を文章記述する	○			○		○		○				3
		次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること	○			○		○		○				3
		通知表(通知票)その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすること	○			○								2
		児童生徒の置かれている多様な学習環境を踏まえ								○				1
4指導要録の様式等について	指導要録の様式等について	指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校とうにおける児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえる	○											1
		出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること	○											1
		出席日数の内数として出席扱いとした日数及び学習活動の内容を記入すること					○							1
別紙参考事例【1】(1)	学習環境について	教育支援センターであらかじめ学習プログラムを内蔵しているパソコンを貸し出し、同プログラムの計画に沿って自宅学習ができるようにしている	○											1
		ICT機器等がないなど、環境が整っていない家庭へは、タブレット端末を貸し出す							○					1

別記2・ その他の表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
別紙参考事例【1】(3) 別添3の7	家庭一施設等の関係	教育支援センターの支援員が家庭訪問するなどして保護者とも面談する	○											1
		施設(事業者)での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること	○							○				2
		特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所(退会)の自由が確保されていること	○							○				2
		運営事業者は、相談・指導との状況を保護者に定期的に連絡するなど、十分な連絡・協力関係を構築していること									○			1
		運営事業者は、学校と相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係を構築していること									○			1
別紙参考事例【1】(3) 別添3の6	学校教育委員会一施設等の関係	教育支援センターから学校に毎月報告書を提出し、それを基に学校が保護者とも学習状況を確認・共有している	○											1
		児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報(事項)等を(定期的に)交換するなど、(学校との間に十分な)連携・協力関係が保たれていること	○							○				2
		必要な事項は次の通り 入会、退会情報・ICT等を活用した学習活動の状況、その他の活動状況・相談、指導経過・家庭を支援するための情報・その他必要と思われる情報								○				1
		運営事業者は、学校と相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係を構築していること(再掲)									○			1
		当該事業とについて当該児童生徒が在籍する学校に定期的に情報提供を行うこと								○				1
		毎月末、校長に対して報告書により、その状況を報告する									○			1
		支援の適用を終了する場合、校長に適用終了通知書により通知する									○			1

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
その他	学校外の施設関連	校長は、出席扱いとなった児童生徒が、学校外施設へ通所するため鉄道又は乗り合いバスに乗車する場合、鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券が、関係の交通事業者の理解と協力の下に適用されるよう努めなければならない				○								1
		児童又は生徒の自宅・学校内で校長が指定した場所・市内にある公共施設・その他教育委員会が適当と認める施設(本制度は自宅のみであり、他の場所はそれぞれの指導要録上出席扱いとする場合として換算されるものと思われる)										○	1	
		児童生徒の支援場所への移動に係る交通安全その他安全に関する事項及び当該移動に係る経費については、児童生徒の保護者が責任を持つものとする										○	1	
	本制度の開始方法	児童生徒の保護者が適用願書を校長に提出する・校長から支援の依頼がある・教育委員会が適用を適当と認めたもの										○	1	
		在籍校に相談								○	○			2
	その他	全児童生徒へ周知を行い、対象となる児童生徒へ希望の有無を確認し、個別の状況を加味した上で実施								○				1
		授業配信を行う際は、黒板をメインとして定点撮影し、教室の児童生徒が映らないよう配慮する							○					1
		授業配信は、全ての授業で展開するのではなく、各学校で工夫をしながら可能な授業から順次実施する							○					1
		授業配信は、児童生徒が無理なく安心して参加できるよう学校からの一方向とする							○					1

以下、民間事業者（民間施設のガイドライン）に関する記述の結果を示す。

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
別添3 の1	民間事業者の実施主体	法人、個人は問わない	○							○				2
		運営事業者は、法人格を有し、安定的な運営に支障がない程度の財務状態である事									○			1
		実施者(運営事業者)が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること	○								○	○		3

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
別添3 の2	事業運営の在り方	不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること	○								○			2
		政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと									○			1
		納税義務者にあっては、納税すべき税金を完納していること									○			1
		暴力団員による、不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる、暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が、事業者の中にいないこと									○			1
		事業の目的が、児童生徒の学校への復帰を妨げるものではないこと									○			1
別添3 の2	透明性の確保	著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額、年額等)(等の経済的負担)が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること	○								○	○		3
		当該地方公共団体において当該事業を利用することができるうこと									○			1
別添3 の3	相談・指導の在り方にについて	児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること	○								○	○		3
		情緒的混乱、情緒障害及び非行等の様態の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設(事業者)の相談・指導体制に応じて明確にされていること	○								○			2
		受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の(タイプや)状況の把握が適切に行われていること	○								○	○		3
		指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること	○								○			2
		我が国の義務教育制度を前提としたものであること	○								○	○		3
		児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること	○											1
		体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと	○								○			2
		個人のおかれている状況に配慮した計画的な相談・指導が行われていること									○			1
		児童生徒が行うICT等を活用した学習内容の把握が適切に行われていること									○			1

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
別添3 の4	相談 ・ 指 導ス タッ フに つい て	相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について(十分な)知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること	○							○	○			3
		専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、(教育学や)心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい(資格を有し、かつ)専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっていること	○							○	○			3
		宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること	○							○				2
		事業の実施に必要な人数のスタッフを有し、配置していること								○		○		1
		次のような資格等を有する者を1名以上配置していること 教育職員免許・社会教育主事任用資格・保育士資格・公認心理士登録証・臨床心理士資格認定証・社会福祉士登録証・精神保健福祉士登録証を有する者 児童福祉司任用資格要件・社会福祉主事任用資格要件・児童指導員任用資格要件を満たしている者 2年以上にわたり児童生徒の教育相談又は児童福祉業務に従事していた者 その他上記に準じる知識、技能又は経験を有すると教育委員会が認めた者										○		1
		各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、整備を有していること	○											1
別添3 の5	施設 ・ 整 備に ついて	特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること	○											1
		児童生徒の相談・指導等を実施するにあたって支障のない程度の施設・設備を有していること										○		

別記2・ その他の 表記	意味	項目	文科省	川内村	さいたま市	南房総市	京都市	高知県	伊丹市	枚方市	松本市	尼崎市	野洲市	合計
民間事業者の事業	指導員等が不登校児童生徒の自宅その他の場合に訪問し、相談・指導等を行う事業										○			1
	インターネットなどICTを活用し、指導員等が遠隔地から同時双方向に相談・指導等を行う事業										○			1
	郵送、ファクシミリなどを活用して提供される学習活動であって、概ね月に4回から5回以上の指導員等の訪問等による対面指導または集合型通所指導(スクーリング)が行われる事業										○			1
その他	認定は、認定の日及び更新の日から3年間、有効とする										○			1
	有効期限が到来する前に、必要な審査を行い、認定を更新することができる										○			1
	認定を受けた事業者は申請書の内容に変更が生じた場合、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない										○			1
	教育委員会は、基準に基づく民間支援事業の認定に疑義が生じた場合、当該運営事業者に対し、必要な調査を行うことができる										○			1
	教育委員会は、調査の結果、当該事業運営者に問題を発見した場合、当該運営事業者に対して必要な指導をすることができる										○			1
	申請書その他認定のために提出した文書に虚偽の記載があった場合										○			1
認定の取消事由	認定後、認定の更新の要件の一部または全部を満たさない状態が生じた場合										○			1
	債務不履行による強制執行、財務上の信用懸念が生じた場合										○			1
	重大な事件事故その他信用を毀損させる事由が生じた場合										○			1
	合理的な理由なく、調査を拒否した場合										○			1
	合理的な理由なく、指導に従わない場合										○			1